

平成19年(ワ)第1053号 自由財産拡張申立却下決定に対する抗告事件（原審
・神戸地方裁判所平成19年(ワ)第484号）

決 定

兵庫県三田市友が丘2丁目22番地5

抗 告 人（破産者）

代理人弁護士

● ● ● ●
● ● ● ●
● ● ● ●

頭書裁判所が平成19年9月28日にした自由財産拡張申立却下決定（原決定）について、抗告人から原決定を取り消し、別紙財産目録記載の財産について自由財産の拡張を認めるとの決定を求める旨の即時抗告があったので、当裁判所は次のとおり決定する。

主 文

原決定を取り消す。

別紙財産目録記載の財産について自由財産の拡張を認める。

理 由

1 本件抗告に至る経緯

本件抗告に至る経緯は、原決定「理由」中、「第2 判断」欄の1項に記載のとおりである。

2 抗告の理由（要旨）

(1) 抗告人は、本件過払金（別紙財産目録記載の22万7000円）は抗告人代理人らが破産手続開始申立ての受任をした後に、金融業者（株式会社及び株式会社）との間で和解をし、回収した金銭であり、上記破産手続開

始決定の後、破産管財人に送金したものである。

(2) 破産法34条3項1号にいう現金は、従前から現金であったもの（本来的自由財産）であれ、弁護士が債務整理に着手した後に過払金返還請求権を行使し回収して現金化した場合であれ、いずれも同条項の現金に該当するものとして、当然破産財団に属しない扱いとすべきである。

(3) 仮に、破産法34条4項の自由財産拡張の扱いにおいて、99万円の範囲内であっても不動産、売掛金・貸付金はその対象とならないとしても、本件過払金は当然に自由財産拡張の扱いをするべきである。

3 当裁判所の判断

(1) 一件資料によれば、次の事実を認めることができる。

ア 原告人は ^A 株式会社との間で、平成19年1月5日、和解契約を締結し、過払金20万円を同月23日までに代理人弁護士名義の口座に振り込み送金することを合意した。

イ 原告人は ^B 株式会社との間で、平成19年4月20日、和解契約を締結し、過払金2万7000円を同月27日までに代理人弁護士名義の口座に振り込み送金することを合意した。

ウ 原告人は同年4月11日、破産手続開始の申立てをし、その申立てに添付した財産目録12項に、^A 株式会社からの回収分20万円を保管中であり、また、^B 株式会社から2万7000円が回収予定であることを明記した。上記 ^B 株式会社との間の債権債務の関係については、同じく添付した債権者一覧表からもその趣旨を窺うことができる。

エ 原告人は不動産、自動車等の財産を所有しておらず、平成17年3月に受領した退職金85万円も債務の返済、仕事上の経費等に充てて費消し、原告人が現在自由財産とすることができる財産としては、上記ウ以外には合計19万2964円相当分が存在するだけである。

オ 抗告人（昭和48年10月22日生）は、現在、両親が所有する住居において両親と共に生活しているが、手取月額10万円余りの収入を得て生計を立てている。

(2) 上記(1)の各事実の下においては、本件過払金は、抗告人が今後生計を立ててこれを維持していく上で必要不可欠のものであるということが出来る。その他上記事実関係を総合勘案すると、本件過払金については、少なくとも破産法34条4項による自由財産の拡張を認めるべきである。なお、現金化される前の債権の種類、現金化される経緯等を柔軟に考慮して破産法34条1項の適用範囲を探っている破産裁判所（地方裁判所）の破産実務については、当裁判所は現段階においてこれを慎重に見守る対応とする。

(3) よって、原決定を取り消し、主文のとおり決定する。

平成19年11月12日

大阪高等裁判所第11民事部

裁判長裁判官 塩 月 秀 平

裁判官 菊 池 徹

裁判官 辻 本 利 雄

財 産 目 録

下記の過払金回収金額の合計 22万7000円

記

- 1 破産者の ^A 株式会社に対する過払金返還請求権（計算上22万0774円）の実際の回収金額20万円
- 2 破産者の ^B 株式会社に対する過払金返還請求権（計算上5万3290円）の実際の回収金額2万7000円

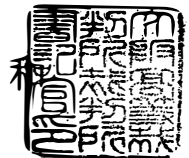
以上

これは正本である。

平成19年11月12日

大阪高等裁判所第11民事部

裁判所書記官 高 渕 正



平成19年(ワ)第484号破産事件

破産者 ●●● ●●●

決 定

頭書事件につき、破産者から自由財産拡張の申立てがなされたので、当裁判所は次のとおり決定する。

主 文

- 1 本件申立てを却下する。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

理 由

第1 申立ての趣旨及び理由

破産者（破産者代理人弁護士●●●●●）は、別紙財産目録記載の財産につき自由財産の拡張を求め、その拡張の相当性について、別紙意見書（写し）記載のとおり主張する。

これに対し、破産管財人は、別紙意見書（写し）のとおり意見を述べる。

第2 判断

- 1 一件記録によれば、破産者は、平成19年4月11日、神戸地方裁判所に破産事件の申立てをなし、同年6月1日午後5時、破産手続開始の決定がなされ、管財人として弁護士●●●●●が選任されたことが認められる。

そして、本件破産事件について、破産者に、別紙財産目録記載の財産（以下「本件過払金」という。）が存し、破産者代理人弁護士は、破産手続開始決定前に、本件過払金を実際に回収し（別紙財産目録1の財産については平成19年1月ころ、同2の財産については同年4月末ころ）、破産手続開始決定後、本件過払金を管財人に引き継いだことが認められる。

- 2 破産者は、本件過払金は、破産手続開始の時にはすでに現金であったのであるから、破産法34条3項1号により、本来的自由財産となるものであって、自由財産とすることについて管財人ないしは裁判所の判断を必要としな

い財産であるから、当然に破産者の自由財産であると主張する。

しかしながら、資産の破産手続開始直前の現金化自体は、財産減少行為と評価すべき面があり、そのように取得された現金を純粹の現金と評価することは相当でなく、場合によっては否認ないし免責不許可事由の問題が出てくるものとする。また、資産の直前の現金化は、債権者からみて破産手続の公平さをどう思うかという観点からの考慮も必要である。

また、破産法が、現金を、他の財産とは別に、破産管財人ないし裁判所の判断を必要とせず原則99万円までを自由財産としたのは、破産者の経済的更生のために必要な財産として、手元にある現金は、その性質上、99万円（「標準的な世帯の2か月分の必要生活費を勘案して政令に定める額の金銭」（民事執行法131条3号）の3か月分）を上限として、どのような破産者にとっても生活必要費として費消するために保持することが相当と考えられたからである。そして、現金と比して、他の財産は、あくまで、性質上、どのような破産者にも経済的更生に必要であるということとはできないから、破産法は、自由財産拡張の制度を設け（破産法34条4、5項）、原則として破産管財人に、債権者の利益と破産者の経済的更生とのバランスを勘案して、自由財産拡張の相当性を判断してもらった上で、裁判所が判断する制度を定めたものと解する。

そして、過払金返還請求権も、その他の財産であり、請求権が存することのみで、現金と同様にそれが破産者の生活必要費となるとは考えられないし、また、直前に現金化することによって同財産を現金として扱うことは、債権者からみた破産手続の公平性の観点等からしても相当でない。

したがって、本件過払金を、破産手続開始の時に現金であったことを理由として、本来的自由財産と扱うことはできないといわざるを得ない。

3 なお、破産者は、あくまで、本件過払金は、破産法34条3項1号の本来的自由財産であると主張するのみで、管財人から再三確認されたにもかかわらず

らず、本件過払金が破産者の経済的更生に必要なものであるとの主張はしなかった
ので、その点については主張しないものとして、判断しない。

4 よって、本件申立ては理由がないので、主文のとおり決定する。

平成19年9月28日

神戸地方裁判所第3民事部

裁判官 種 村 好 子

上記は正本である。

前同日

神戸地方裁判所第3民事部
裁判所書記官

中 村 直 哉

財 産 目 録

下記の過払金回収金額の合計 22万7000円

記

- 1 破産者の A 株式会社に対する過払金返還請求権（計算上22万0774円）の実際の回収金額20万円
- 2 破産者の B 株式会社に対する過払金返還請求権（計算上5万3290円）の実際の回収金額2万7000円

以上

